

**《 1 》 矢上大橋の無料化について**

矢上大橋は、松浦バイパス、平戸大橋、生月大橋、女神大橋、川平有料道路と同じく、長崎県道路公社が管理する道路であり、すでに無料化されている松浦バイパスや、料金値下げから、今回無料化される予定の平戸大橋や生月大橋がある一方、未だ無料化どころか料金の引き下げもなされていない。矢上大橋は、今月でまる 24 年を迎えることになり、この間、長崎市民はもとより近隣の市外地からも通勤者の生活道路として利用されている。また、長崎県の野菜生産地であり、漁業の生産地でもある島原半島から長崎中央卸売市場や長崎魚市への、なくてはならない重要な経済道路であり、長崎市内とお山雲仙を結ぶ最短の大動脈としての観光道路でもある。

とくに、現在は、国道 251 の矢上交差点から戸石小学校下間の道路が、矢上団地や諫早市方面からの車両による交通渋滞を避けるため、矢上大橋有料道路に並走する市道（この道路は離合できない道幅）を通行する車両が増えており、交通事故がいつ起きてもおかしくない状況にあるのが現状。隣接する住民や自治会からは、不安の声が年々大きくなっている。

これら現状を踏まえ、以下質問をする。

質問＝① これまで無料化された県道路公社管理の有料道路と矢上大橋の違いは何なのか

答弁＝平戸大橋や生月大橋、鷹島大橋などの離島架橋については、代替路線がない唯一の生活道路であり、住民の利便性の向上や地域振興の観点から早期の無料化が検討されてきている。

質問＝② 矢上大橋無料化へ向けた県から本市への条件提示が変わったように聞き及んでいるが、どのように変わったのか。

答弁＝昨年 9 月に県トラック協会による県内の有料道路無料化を求める要望の場において、県知事から「矢上大橋については長崎市が半分負担すれば無料化は可能」との発言があった。その後、県から市に対して、無料化の方策として未償還額を県と市で折半できないかという提案がなされている。しかし、多額の支出を伴うことから困難と考えており、県に対しさらに負担減の方策が無いか協議している。

質問＝③ 前段で話した生活道路、産業道路、観光道路として、諫早市、雲仙市など島原半島の各市との連携による要請はこれまでにあったのか。あったとすれば、どのような要請を行ったのか。

答弁＝現在は長崎市単独で県と協議しているが、諫早市や南島原市などの周辺市に無料化に関する意向を確認した所、負担金の支出については困難との解答があっている。しかし、更なる要望活動の展開を模索するため、周辺市との連携は図って行きたい。

**《 2 》 有害鳥獣対策について**

質問の前に、長崎市としての農業に対する今後の方針、姿勢についてお尋ねたい。2005年の農業センサス(水産農林部のホームページ)によると、長崎市内の農家戸数は3,625戸、うち専業農家576戸を含めた販売がある農家は44%の1,595戸、販売のない農家が54%の2,030戸となっている。いわば、農家の半数以上が販売高の無い自給的農家であり、おそらく、この自給的農家のほとんどが狭い農地を耕す高齢者であり、農産物の収穫を喜びとする農家であると考えられる。このような半数以上いる自給的農家を、長崎市は今後どのように位置づけていこうとしているのか。

答弁=農業・漁業はこれまで地域における産業としてだけでなく、集落形成においても重要な役割を果たしてきている。今後も、農家の維持対策については努めて生きたい。

このような農家構成の中で、問題になっている有害鳥獣被害、特にイノシシの被害は甚大で、自給的農家のほとんどが、作っても作ってもイノシシの被害によるため、生産意欲を無くし、このままでは、狭い土地での耕作さえも放棄してしまう状態である。高齢な自給的農家は、市が推奨するワイヤーメッシュや電気ぼく柵の購入、設置は難しく、また、山際の草刈もなかなかできないのが現状である。また、県内の駆除と狩猟を併せたイノシシの捕獲頭数は1995年の431頭に対し、10年後の2005年には26倍の11,248頭が捕獲されている。被害区域は確実に拡大しており、今では三重、式見、戸石、古賀地区では夕方になると住居のそばでイノシシの姿が見られたり、西海市では車両との衝突事故も報告されていると聞いている。島根県ではイノシシ被害対策が遅れたために集落が消えたとの事例も発表されており、農作物被害ばかりでなく、市民への人的被害も危惧される。

このようなことから、質問する。

質問=① 市の鳥獣被害対策として駆除、捕獲、防護柵の貸与または購入への一部補助を行っているが、現状の対策によって年々拡大している被害地区が減少すると考えているのか。

答弁=現在は、基本的に(1)電気柵やワイヤーメッシュによる鳥獣と人との生活圏の棲み分けを行う進入防止対策と(2)銃やワナによる生活圏に侵入した有害鳥獣の捕獲対策の両面からの対策に努めている。また、平成18年に長崎市有害鳥獣対策協議会を設置し、農業や生活環境の相談に対応している。しかし、残念ながら被害区域は拡大しているのが現状である。

質問=② 山際の草刈など、イノシシが住みにくい環境作りについて(農家、集落、農協と)、どのような協議、対応を行っているのか。

答弁=イノシシが近づきにくい環境づくりとして、(1)イノシシの行動や餌修正について地域が一緒になって勉強すること。(2)草刈や餌場の撤去などで警戒心を与えること。(3)進入防止柵で集落に近づけないこと。(4)イノシシの駆除 — の4つの対応を考えている。特に、実行組合などを中心に、地域と一緒に勉強する機会を作りたい。

質問=③ 茂木地区では、鹿の被害対策として、忍び返し付きワイヤーメッシュ柵を27キロ設置したが、結果は良好ときいている。過去においても西海地区では尾根伝いにシシ垣が何

キロにも亘って作成されている。今年3月の同僚議員の質問に対し、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して稲佐山や岩屋山周辺にワイヤーメッシュ柵の設置する事業を進めるとのことだったが、その進捗状況はどうか。また、住宅地ばかりでなく、高齢者による自給的農家を守る意味でも、ワイヤーメッシュ柵によるシシ垣の設置を市の事業として考える時ではないのか。

**答弁**＝稲佐・岩屋地区については、市が直接設置する事業として地権者や関係自治会と協議しており、12月から着工する。さらに、今年度は国の補助事業により琴海地区で2地区、2.4キロのワイヤーメッシュ柵の設置を進めている。今後も国の事業を活用し、年次計画を立てて進めて行く。

### 《 3 》 斜面住宅地の狭あい道路政策について

この質問は、道路幅が4m未満の道路を、法律に基づいて拡伏しようというもの。この問題は、山際の斜面住宅地においては、車に乗り降りできる場所から自宅まで10分から20分近くも歩かなければならない住宅が多く、生活利便性だけでなく消防・救急などの緊急車両も進入できない、住民にとっては、まさに死活問題ともいえる必要不可欠な道路問題だからである。

**質問**＝山際の斜面住宅地においては、幅員が4m未満の道路がほとんどであり、幅員が4m未満の道路については、新たに家屋を建て替える時は、建築基準法によって新たな工作物は道路中心より2m後退、いわゆるセットバックが義務付けられているにも関わらず、なかなか進んでいないのが現状。この斜面住宅地の狭あい道路政策について、将来的にどのように改善していこうと考えているのか。

**答弁**＝過去に、一部の地域において調査・検討をした経緯がある。その結果、家屋を建築するために道路の中心線から2メートル後退した土地を、道路用地として提供してもらう必要があることや、道路勾配が厳しく、階段道になるなど技術的に難しい問題がある。今後は地域ごとの課題に応じ、市民の協力をいただきながら改善に向けた取り組みを行う。

**質問**＝幅員が4m未満の道路についてのセットアップについては、建て替える家屋はセットバックするものの、擁壁や塀、生垣は改築しない限りは現存できることから、4mの道路用地が確保できていないのが現状。擁壁や塀、生垣の撤去・移設への助成をする考えはないか。

**答弁**＝擁壁や塀を改築する場合の助成については、路線全体の沿線地権者の同意や線形の確保などに長期間を要するなど課題は多い。したがって、本年度中に完了する建築基準法に基づく指定道路の調査の成果を踏まえて、他都市の事例やふさわしい事業手法を研究して行く。

### 《 4 》 職員の採用について

現在の職員採用については、事務、土木、建築、消防、看護師・助産師、保健師、障害者別枠の8種別で行われているが、その中の事務職の一次試験が教養試験と論文試験で、二次、三次試

験が適正検査と個別面談による人物試験となっている。

**質問**＝以前、この壇上から、スポーツ秀でた人物の採用枠はできないか、と言う質問に対して、市側の答弁は「一次試験の中に体力試験も含まれている」との解答があったが、この体力試験が現在実施されていないのは何故か

**答弁**＝職員の採用については、市民との協働を施策の大きな柱にしていることや、複雑・多様化する行政ニーズによって事務の内容が高度・専門化していることから、職員の資質としては、これまで以上にコミュニケーション力や精神力が求められている。このため、人物評価を重視すべきことから、面接試験の回数を増やすなど受験者との対話時間を拡大するための見直しを行い、平成20年度から消防職を除き廃止している。

**質問**＝事務職においては、昨年から栃木県宇都宮市、今年から北海道函館市が自己アピール採用として、別枠での採用試験を実施している。また、栃木県足利市、福岡県宮若市は今年からスポーツ採用として別枠での採用試験を実施している。自己アピール採用枠やスポーツ採用枠については、全国大会、発表会、展覧会で上位の成績を残した人物とし、スポーツや芸術など一芸に秀でた人物を採用しようというもの。これは、大きな実績や成果を得る過程で培われた意欲、挑戦力、精神力を評価し、それらを市政において多いに発揮してもらおうという理由からであり、長崎市においても、多彩な人材を採用する目的で、スポーツや芸術など一芸に秀でた人物を採用する考えはないのか。

**答弁**＝市が求めている職員像としてのコミュニケーション力や強い精神力という点では、スポーツ等で活躍した人がその活動の中で培ってきた能力は、一般的に非常に高いものがあると考えている。試験の種類や受験資格など解決すべき課題があるが、これらの課題を早急に整理し、来年度の採用試験に採り入れたいと考えている。